明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（六一）　五
○児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（六二）　六
○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令（六三）　七
○最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令（六四）　七
○特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令（六五）　七
○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（六六）　七
○証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（六七）　八
○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（六八）　八
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（六九）　八
○水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び同法第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令（七〇）　九
○東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（七一）　一〇
○死因究明等推進本部令（七二）　一〇
○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（七三）　一一
○農林水産省組織令の一部を改正する政令（七四）　一一

〔府　令〕

○特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一六）　一二
○子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**一七）　一三
○児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**一八）　一三
○金融庁組織規則及び公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（**同**一九）　一三
○食品表示基準及び食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（**同**二〇）　一五
○食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部を改正する命令（**内閣府・財務**二）　三
○食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**三）　三
○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**同**四）　三
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**同**五）　三
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・国土交通**一）　三

〔省　令〕

○地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**一四）　三
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**法務・厚生労働**三）　三
○日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（**厚生労働**四四）　三
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令の一部を改正する省令（**同**四五）　三
○国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（**同**四六）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**四七）　三
○身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令（**同**四八）　三
○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（**同**四九）　三
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（**同**五〇）　三
○国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令（**同**五一）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（**同**五二）　三
○死因究明等推進本部事務局組織規則（**同**五三）　三
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**二〇）　三
○品種登録規則の一部を改正する省令（**同**二一）　三
○経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令（**経済産業**一八）　三

〔規　則〕

○運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部を改正する規則（**国家公安委**三）　三

（以下次のページへ続く）